

よくある質問と回答
(岩沼市競争入札参加資格審査 申請)

R7.8.21公表

通し 番	申請 区分	項 目	質 問	回 答
1	共通 事項	申請書の様式	他の自治体にも競争入札参加資格審査申請をしております、他の自治体様式又は自社で作成した様式を使用してもよいのでしょうか？	岩沼市では、総務省による標準様式を導入しています。そのため、標準様式以外の様式による申請の場合は、受付ができません。 なお、様式を定めていない書類(代理人により申請する場合の委任状)については、他自治体の様式又は貴社の様式を用いて構いません。
2	共通 事項	申請書の様式	総務省による標準様式を導入しているとのことですが、既に他の自治体に総務省の標準様式で申請をしております、その申請書をそのまま使用してもよいのでしょうか？	総務省による標準様式の様式1(共通様式)などの各自治体で共通している部分は、そのまま使用しても構いません。ただし、各自治体で定める別紙や追加項目が異なる場合がありますので、ご注意ください。
3	共通 事項	申請方法	2年ごとの定期登録時には、電子メールによる提出以外に、郵送及び宅配便等による提出が可能でしたが、追加申請は郵送又は持参による受付はしないのでしょうか？	追加申請の受付は、電子メールのみとなります。
4	共通 事項	代表者印	申請書には代表者印を押印しなくてもよいのでしょうか？	不要です。 押印を求めている書類は次のものとなります。 ・誓約書兼同意書 ・委任状(代理人により申請をする場合) ・委任状(本社から支店等営業所に委任する場合)
5	共通 事項	代表者印	本社(店)から支店に委任する場合、誓約書兼同意書に押印する印は「支店長印」でもよいのでしょうか？	本社(店)から支店に委任する場合でも、誓約書兼同意書に押印する印は本社(店)の代表者印(印鑑証明登録している印鑑)となります。
6	共通 事項	押印書類の 取扱い	電子メールによる提出の場合、押印した書類は郵送しなくてもよいのでしょうか？	不要です。 申請要領3頁の4.(3)及び記載要領11頁の7(1)エに記載のとおり、電子化したデータをメールに添付することで、申請時には郵送による提出を求めないものとします。
7	共通 事項	押印書類の 取扱い	押印した書類は電子化したデータをメールに添付するとなっていますが、スキャナ等の読み込み機器がありません。書類を写真に撮って、メールに添付してもよいのでしょうか？	構いません。 ただし、書類の文字等が不鮮明で読めない場合は、再度の提出又は郵送による提出を求める場合があります。
8	共通 事項	返信用封筒	担当者メールアドレスを登録せずに申請する場合、承認書を送付するための返信用封筒を1部提出とありますが、例えば「建設工事」と「物品製造・役務の提供等」の2区分を申請する場合は、2枚の返信用封筒が必要でしょうか？ また、電子メールによる申請のため、返信用封筒だけを郵送したらよいのでしょうか？	複数の区分を申請する場合、2区分に限らず、3区分を申請する場合でも返信用封筒は1枚で構いません。 また、電子メールで申請書を提出後、1週間以内を目途に返信用封筒を郵送してください。 なお、担当者メールアドレスあてに当市から次の競争入札参加資格審査申請のご案内等をさせていただくこと等がありますので、メールアドレスのご登録にご協力をお願いします。
9	共通 事項	返信用封筒	行政書士あての返信用封筒を同封した場合、行政書士に承認書を送付していただけますか。	送付できません。 記載要領11頁の7.(1)エ(イ)に記載のとおり、資格決定通知書の受領の権限を委任することはできません。
10	共通 事項	委任状 及び 代表者印	委任状の委任者欄に押印する印は、社印と代表者印の両方が必要でしょうか？	代表者印のみで差し支えありません。
11	共通 事項	申請の可否 (指名停止中)	現在、岩沼市(又は他の自治体等)から指名停止を受けているのですが、今回の入札参加資格審査申請はできるのでしょうか？	指名停止期間中でも申請は可能です。登録の要件を満たしていた場合は承認書を発行しますが、岩沼市からの指名停止期間中は、当市への入札参加等はありません。
12	共通 事項	申請書 (本社(店)住所)	住所が登記上の本社(店)と事実上の本社(店)が異なる場合、どちらの住所を記入すればよいのでしょうか？	岩沼市に申請するに当たっては、事実上の本社(店)の住所を記入してください。

よくある質問と回答
(岩沼市競争入札参加資格審査 申請)

R7.8.21公表

通し 番	申請 区分	項 目	質 問	回 答
13	共通 事項	納税証明書	税務署から未納税額のない証明を入手したところ、付記として「支払期限の到達していない税金を除く」旨の記載がありました。この付記のあるもので申請できるのでしょうか？ また、申請できたとして、税金納付後に改めて未納税額のない証明を提出する必要があるのでしょうか？	申請日から過去3か月以内かつ申請日時時点で未納税額がないことを証明できるものであれば、支払期限の到達していない税金を除く旨の付記があっても問題ありません。なお、国税だけでなく、市税においても同様に問題ありません。 また、税金納付後に改めて未納税額のない証明を提出する必要はありません。ただし、個別に確認する必要がある場合は最新の証明書の提出をお願いすることがあります。
14	共通 事項	納税証明書	会社を設立したばかりですが、納税証明書を提出する必要はありますか？	設立したばかりの法人も、提出してください。 また、納税義務の有無にかかわらず、提出してください。
15	共通 事項	納税証明書 (国税)	納税証明書の写し(国税)に、「未納の税額がありません。」と記載されていますが、「ただし、納期限が未到来の未納税額として、・・・」という記載があります。このような記載があるものは有効でしょうか？	申請日から過去3か月以内かつ申請日時時点で未納税額がないことを証明できるものであれば有効とします。 例えば、令和6年11月1日に申請書を提出する場合、納税証明書に「納期限が未到来の未納税額として、・・・(納期限:令和6年10月31日)」と記載されているものは、未納がないことが確認できないため、無効となります。
16	共通 事項	納税証明書 (国税)	納税証明書の写し(国税)は、どこの税務署発行のものを提出するのでしょうか？	受任機関の有無に関わらず、本社(店)所在地を管轄する税務署発行のものを提出してください。
17	共通 事項	納税証明書 (県税)	都道府県税の納税証明書の写しは必要でしょうか？	不要です。
18	共通 事項	納税証明書 (市税)	岩沼市内に事業所はありませんが、事業所が所在している市の納税証明書は必要でしょうか？	不要です。 なお、岩沼市内に事業所がある方は、岩沼市が発行する完納証明書が必要です。
19	建設 工事	総合評定値 通知書	「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」は更新の申請中ですが、現在手元にある通知書の写しを提出すればよいのでしょうか？	「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の有効期間は1年7か月です。入札参加資格審査申請の時点で有効であれば、現在お手元にある通知書の写しを提出してください。また、有効期間が切れる前に更新後の通知書を当市に提出をお願いします。
20	建設 工事	総合評定値 通知書	入札参加資格審査申請後、岩沼市からの競争入札参加資格承認前に更新後の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」が届きました。更新後の書類を提出する必要があるのでしょうか？	更新後の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しを追加でご提出ください。 (なお、承認書送付後の手続きはホームページに記載のとおりです。) https://www.city.iwanuma.miyagi.jp/business/keiyaku/henko.html
21	建設 工事	総合評定値 通知書	「社会保険等の加入状況申告書」及び「領収書等」を提出する必要があるのは、どのような場合ですか？	記載要領11頁の7(1)イに記載のとおりです。 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況に「無」の項目があり、現在加入している場合は、申告書及び領収書等を提出し、申請してください。 全ての項目が「有」または「除外」となっている場合は、申告書及び領収書等の提出は不要です。 なお、「無」の項目があり、現在も未加入の場合は、競争入札参加資格申請ができません。
22	建設 工事	登録を受けている 事業と受任機関	本社(店)と委任したい営業所の両方で同じ業種(例えば、土木一式)を登録することは可能でしょうか？なお、本社(店)と営業所のどちらでも当該工種の建設業許可を受けています。	可能です。 委任先で登録をしていれば、本社(店)を登録する必要はありません。なお、本社(店)で入札に参加したい場合は、委任を一時的に解除したものとみなして入札に参加することが可能です。

よくある質問と回答
(岩沼市競争入札参加資格審査 申請)

R7.8.21公表

通し 番	申請 区分	項 目	質 問	回 答
23	建設 工事	登録を受けている 事業と受任機関	本社(店)では、登録したい業種(例えば、建築一式)の建設業許可を受けていますが、委任したい営業所で当該業種の建設業許可がありません。建築一式で委任したい営業所を登録はできるのでしょうか？	登録できません。 営業所ごとに保有する建設業許可業種に基づく登録しか行えません。
24	コン サル	登録を受けている 事業と受任機関	本社(店)又は別の営業所は、建築士事務所登録をしています。委任したい営業所が建築士事務所登録をしていない場合は、建築設計関係として登録はできるのでしょうか？	登録できません。 建築設計関係として登録したい場合は、建築士事務所登録をしている本社(店)又は別の営業所を受任機関として申請してください。
25	コン サル	登録を受けている 事業と受任機関	本社(店)で建築士事務所と建設コンサルタントの登録をしています。委任したい営業所が建築士事務所の登録をしていません。この場合、本社(店)で建築士事務所を登録し、委任したい営業所で建設コンサルタントの登録をすることは可能でしょうか？	本社(店)で建築士事務所を登録し、委任したい営業所で建設コンサルタントの登録をすることは可能です。その場合、申請書を各々に分けて申請してください。
26	コン サル	登録を受けている 事業と受任機関	本社(店)又は別の営業所は、測量業者として登録をしています。委任したい営業所に測量士がいない場合は、受任機関として申請できるのでしょうか？	申請できません。 測量業者として登録したい場合は、測量業者として登録をしている本社(店)又は別の営業所を受任機関として申請してください。
27	物品・ 役務	登録を受けている 事業と受任機関	宮城県外の本社(店)でビルメンテナンスや廃棄物収集、運搬、処分の許可を受けています。宮城県内の営業所に委任を行うことを考えていますが、本社(店)で許可を受けているので、営業所で許可を持っていないでも登録可能でしょうか？	登録できません。 営業所ごとに、営業所を管轄する都道府県等の許可が必要となる事業は、営業所で許可を受けている必要があります。そのため、委任せずに本社(店)で登録を行うか、営業所で許可を受けたいうえで申請をしてください。
28	共通 事項	登録を受けている 事業	建設コンサルタントの登録を受けていませんが、誠意を持って取り組みますので、登録可能でしょうか？	登録できません。
29	共通 事項	提出方法	電子メールで提出する場合、ExcelデータもPDF等の電子データに変換し、提出書類一覧表の順番にした方がよいのでしょうか？	電子メールにより提出していただく場合、押印書類及び納税証明書等の証明書は電子データ化していただき、それ以外の申請書及び追加項目用のExcelデータは、Excelデータのままでご提出ください。
30	共通 事項	申請書類 (共通様式)	共通様式の09商号又は名称について、後株の場合はどのように記載したらよいのでしょうか？	前株・後株に関わらず、略号は(株)としてください。 前株・後株の判別は、納税証明書や誓約書兼同意書に記載されている内容から判断を行います。
31	共通 事項	申請書類 (追加項目)	「誓約書兼同意書」や「提出書類一覧表」が見当たりません。どこにあるのでしょうか？	申請書等一式(zip)を当市のホームページからダウンロードしていただくと、zipファイル内にExcelデータが4つ入っていますので、「04 岩沼市が独自で定めている様式(全区分対象)」をご確認ください。
32	共通 事項	申請書類 (営業所一覧表)	営業所一覧表は、届出ている全ての営業所を記載する必要がありますのでしょうか？	当該書類は、岩沼市の競争入札に参加するにあたって、本社(店)から受任する支店等営業所のみを記載してください。 【例】 本社が大阪にあり、支店が札幌、仙台、東京、福岡及び沖縄にある。岩沼市への競争入札参加は、仙台支店が行う場合、営業所一覧表には仙台支店のみを記載してください。
33	共通 事項	申請書類 (追加項目)	提出書類一覧表にある各種「メールによる連絡を希望します。」にチェックをしない場合、連絡は一切ないのでしょうか。 また、「17 担当者メールアドレス」以外の登録はできないのでしょうか？	チェックをした場合のメールによる連絡は、「入札公告」、「参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公告」を掲示した際に、チェックに応じて、いずれか又は双方の公告について情報提供を行います。 なお、チェックの有無に関わらず、競争入札参加資格審査申請に係る情報は、これまでと同様に情報提供を行う予定です。 誤登録・誤配信を防止する観点から、「17 担当者メールアドレス」以外の登録はできませんのでご了承ください。

よくある質問と回答
(岩沼市競争入札参加資格審査 申請)

R7.8.21公表

通し 番	申請 区分	項 目	質 問	回 答
34	共 通 事 項	申請書類 (追加項目)	提出書類一覧表にあるメールのお知らせについて、「参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公告」とは、どのようなものでしょうか。	随意契約における業者選定の手続の透明性、公平性及び競争性を確保する観点から、業務の専門性、特殊性又は継続性などの理由により、特定の者との契約を予定している案件について、他に履行できる者がいないかを確認するため、必要な要件を明示して参加者を募るものです。

※ コンサル:測量・建設コンサルタント等

※物品・役務:物品製造・役務の提供等